

大東文化大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2018（平成30）年3月31日までとする。

II 総評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1923（大正12）年に「漢学の振興」という建学の精神に基づき設立された大東文化学院を前身とし、1949（昭和24）年に新制の東京文政大学文政学部として、東京都葛飾区に開設された。その後、1953（昭和28）年に大東文化大学に改称、キャンパスの移転および増設、学部・研究科の設置改組を経て、現在では、3キャンパス（板橋、東松山、信濃町）、8学部8研究科（文学部、経済学部、外国語学部、法学部、国際関係学部、経営学部、環境創造学部、スポーツ・健康科学部、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、外国語学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科、スポーツ・健康科学研究科、法務研究科）を擁する総合大学として発展を続けている。

建学の精神は、時代を経て、1985（昭和60）年に『大東文化大学の建学の精神』（学園長期教育研究計画策定委員会報告書）において、「漢学を中心として東洋の文化を教授・研究することを通じて、その振興を図ると共に、儒教に基づく道義の確立を期し、更に東洋の文化を基盤として西洋の文化を摂取吸收し、東西文化を融合して新しい文化の創造を目指す。」と成文化された。その後、2008（平成20）年に策定した『中期経営計画「CROSSING」（2009～2023）』では、建学の精神を「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と現代的に読み替え、現代社会の特徴とニーズへの対応を図り、人材養成とその方法を含む重点目標を具体化している。

教育・研究上の目的は、学科および専攻ごとに、学則に定められているものの、学部および研究科の目的は定められていない。また、大学院の専攻ごとの目的は「大学院設置基準」の文言に倣ったものであり、専攻独自の目的が見られない。これらの理念、目的、教育目標は大学案内やホームページなどで学生や受験生に周知されているが、周知の程度は学部、研究科により差が見受けられる。とりわけ在学生には『履修の手引』への掲載やガイダンスなどを通じて、一層の周知を図ることが期待される。

貴大学では、板橋区高島平を拠点とした地域貢献活動が「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代G P）」に採択され、多大な成果をあげていることなど、優れた

取り組みも多々見られ、貴大学の教育・研究・社会貢献・学生支援に対する真摯な姿勢は十分に評価できる。一部の学部の定員超過および一部の研究科での定員未充足など大学の組織運営上の課題を克服し、貴大学の教育目標を達成すべくなお一層努力され、さらなる発展を続けることが期待される。

二　自己点検・評価の体制

貴大学の自己点検・評価は、1994（平成6）年の「大東文化大学自己点検及び評価規程」制定以来取り組まれており、現在では学長を委員長とする「自己点検・評価基本事項検討委員会」と、その下に実務機関としての「全学委員会」を組織して行われている。さらに、各学部・研究科などには、単年度ごとの評価を行う「部局委員会」がそれぞれ適切に編成されている。法人には、1996（平成8）年制定の「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」のもと、「自己点検・自己評価委員会」が組織されており、「全学委員会」と連携を保って、点検・評価活動を行っている。

しかし、「大学全体及び複数の部局をまたぐ課題に対応した自己点検・評価の仕組みの整備」という目標は達成されているとはいがたいので、単年度の自己点検・評価プロセスの充実を図るなど、今後の一層の努力が望まれる。さらに、点検・評価を客観的に検証するための大学全体のデータ類については、それを効率的に運用するために、「データを一元的に管理し、即時提供可能とする体制の構築」が望まれる。

貴大学の自己点検・評価システムは、法人の基本計画である『中期経営計画』の貴大学における実施状況を検証する仕組みにはなっていない。また、大学全体としても学外者による検証制度が欠けているので、今後の改善に向け努力されたい。

三　長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1　教育研究組織

貴大学は、教育・研究の目的を達成するため、8学部19学科、8研究科15専攻、2専攻科4専攻、大学附置の2研究所、学部附置の7研究所を擁している。2008（平成20）年には『中期経営計画「CROSSING」（2009～2023）』を策定し、受験人口の減少などの今日的問題に対応する形で、教育研究組織の整備に取り組む姿勢がうかがわれる。

しかし、文学部中国学科と外国語学部中国語学科、文学部英米文学科と外国語学部英語学科など、類似の学科が混在し、体系性のある学部・学科構成となっていない面も見受けられるので、受験生などへの周知のあり方も含め、今後の検討が期待される。

なお、スポーツ・健康科学研究科は2009（平成21）年に設置され、自己点検・評価の段階で申請資格充足年度を経ていないことから、教育・研究活動については評価の対象としていない。

また、法務研究科は2007（平成19）年度上期に財団法人日弁連法務研究財団の専門職大学院認証評価を受けており、本協会はそれ以降の改善状況を踏まえて、大学評価（機関別認証評価）の観点から評価を行った。

2 教育内容・方法

（1）教育課程等

全学部

全学部において、教育課程を「基礎教育科目」「専門教育科目」「全学共通科目」の3区分に大別している。このうち、「全学共通科目」は、教養教育のコアとされているにもかかわらず、必要単位数は学部により幅があり（0単位から20単位まで）、文学部、外国語学部、法学部、経営学部、環境創造学部では、教養教育のカリキュラムバランスの観点から検討が期待される。

文学部

「人間の生き方やあり方を考究する総合的な人間学としての文学をはじめとする人文諸科学に関する学識を修めることを通して、多様な現代社会に対応できる能力ならびに国際社会に対する広い識見と深い洞察力を有する人材の養成」を目指し、教育課程は全体として体系的に構成されている。

学生の多様化に対応するため、外国語教育、入学期前教育、導入教育におけるさらなる工夫が求められる。

また、日本文学科、中国学科、教育学科では、全般的に兼任教員比率が高い。特に、中国学科では専門教育の基礎となるべき概説科目についても兼任教員による講義が多いので改善が求められる。

経済学部

「新教養主義」「主体性の涵養」という学部理念の下、2つの学科間で科目を相互乗り入れしているほか、基礎教育・専門教育科目の必修科目を中心に少人数教育が導入されている。授業科目はそれぞれの学科の特徴づけがなされ、適切に配置されている。外国語教育の重点が英語・中国語に置かれており、授業開始前の英語力診断テスト（プレイスメント・テスト）に基づく英語クラス編成が行われ、効率的で効果的な学修を促進している。

「基礎演習」「入門数理」が導入教育科目として位置づけられているが、近年、学力格差が拡大傾向にあり、導入教育充実、カリキュラムの見直しなどの改善策が検討されている。

また、多数の外国人留学生が在籍しているが、その中には日本語能力と英語の基礎

力が十分とはいえない学生も含まれており、支援体制の一層の整備が望まれる。

外国語学部

「幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力をもつ人材の養成」という教育目標に照らして十分な科目配置である。3学科とも、外国語の運用能力育成を教育目標としているため、卒業単位数に占める専門教育科目の割合がやや高く、とりわけ日本語学科においては言語に重点を置いた科目が多い。全体として開講科目が多いため、同一时限に複数科目が開講され、学生が希望に沿った履修をできないなどの問題も生じているので、科目の整理統合も含め、改善が望まれる。

導入教育は、推薦入学者に対する事前指導と、初年次に「基礎セミナー」「教養基礎演習」「日本語学基礎演習」を配置して対応しているが、取り組みが不十分なところも見受けられるので、総合的な学修指導が期待される。

法学部

法学部の教育上の目的は、「法に関する学識、あるいは、政治学に関する学識を修め、専門的な職業能力を有する人材の養成」である。法律学科では、司法、行政、企業・国際の3コースを設け、法学系科目に大きく重点を置いた、実学型・基本法律学重視型の教育課程を編成しており、政治学科では、政策・行政、国際・情報の2つのコースを設けている。両学科とも、少人数クラス授業を実施していることは、専任教員によるきめ細かな基礎学力定着教育、専門導入教育、学生の学修状況の把握の点で効果的であり評価できる。加えて、法律学科では、1年次より「文章表現法」を必修とし、政治学科では、宿泊形式のフレッシュマンセミナーを開催するなど、新入生に対するきめ細かい導入教育を実現している。また、外国語科目的編成において、eラーニング、インターネット、音声、会話など多元的な学習を取り入れている。

しかし、科目選択に幅がない点、コース間の履修者数に差がある点、また、建学の精神を現代的に捉えなおした「多文化共生」を目指し、「国際性豊かな」人材育成という教育理念を掲げながら、カリキュラムへの反映が不十分で、外国語も英語のみ必修で他の言語の履修者が少ない点は、改善が望まれる。

国際関係学部

「グローバル化の実情や異文化の理解を通じて国際社会に貢献できる人材の育成」を目指し、バランスの取れた教育課程を編成している。

学士課程教育を4段階（「ドライブ期」「チャレンジ期」「アドバンス期」「テイク・オフ期」）に分け、「基礎教育科目」では専門教育への接続を考慮する一方で、導入科目「チュートリアル」を必修とするなど、導入教育を重視している。「専門教育科目」

では、アジア地域に対する学生の興味・関心を引き出すために「地域研究部門」という科目区分を設けている。

外国語教育については、アジア地域言語（12単位）と学部独自の英語（4単位）を必修とし、学生の学力レベルを考慮して少人数の能力別クラス編成をしている。

経営学部

「経営学、会計学、情報・システム学、商学にかかわる専門的な能力を有する人材を育成すべく、実践的教育を実施する」という目的を実現するため、おおむね適切なカリキュラムが編成されている。ただし、最近の経営学の新しい流れやグローバル化・情報化教育に対処するための教育課程の充実は急務である。

また、カリキュラムが複雑化しているため、履修制限単位や時間割の関係で、学生が希望する科目を履修できないこと、講義内容が重複する分野が見られることなどについては、改善策の検討が望まれる。

環境創造学部

「実践主義」「現場主義」「コミュニケーション主義」を学部教育の原則として掲げ、「都市環境」「福祉環境」「環境マネジメント」という3つのコースを設定している。「導入教育科目」として1年次必修の「環境創造入門」を開講し、学士課程教育への円滑な導入に配慮しているなど、全般に教育課程に関する目標はほぼ達成されている。ただし、教養的基礎科目として学部独自の「導入教育科目」を設定していることにより、貴学部における「全学共通科目」の位置づけが不明確になっている面もある。「基礎教育科目」は、「社会科学」「生涯設計」「エコロジー」分野の基礎的な科目を設定するなどの特色を有している。

なお、3年次や4年次への進級時にゼミ間・コース間の変更（移動）が原則的に認められていないことに関しては、履修指導上問題がないか検討が求められる。

スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部では、「スポーツ・健康・医療分野で社会に貢献できる人材の育成」という目標のもと、専門教育、教養教育、外国語教育、情報教育のカリキュラムがバランスよく配置されている。基礎教育科目のうち「生命倫理学」を健康科学科の必修科目としていることは、大学生として、また、医療分野を担う学生としての倫理観の育成という観点からも意義がある。しかし、スポーツ科学科では「基礎演習」、健康科学科では推薦入学者対象に入学前教育が行われているものの、大学教育への導入教育としては、基礎学力や問題解決能力の向上に関する対応が不十分なところも見受けられる。また、キャリア教育やキャリアに対する動機づけの面で課題があつたが、

2010(平成22)年度からキャリア教育の科目を開講するなどの対応が開始されており、今後の成果が期待される。

文学研究科

文学研究科5専攻の教育課程は、理念・目的・教育目標達成のためにおおむね妥当なものであり、教育・研究指導の体制も整備されている。

中国学専攻は専攻を特徴づける教育システム・プロセスとして哲学・史学・文学の3分野の兼修を掲げているが、各分野の履修に制限がなく、特色を發揮するには不十分である。なお、中国学専攻博士課程前期課程の現職教員1年修了コースと教育学専攻修士課程を除いて、研究指導がカリキュラム上に位置づけられていないので、改善が望まれる。また、中国学専攻入学者の漢文読解能力、あるいは英文学専攻入学者の英文による論文執筆能力向上のため、補習授業の実施や特別な科目（「研究方法論」）の開設が図られているが、その効果については検証が必要である。

経済学研究科

2007(平成19)年度に社会人受け入れの一環として、法学研究科政治学専攻との相互乗り入れ方式で公共政策専修コースを開設したほか、2008(平成20)年度には、留学生の受け入れ拡大に対処し、カリキュラムの改定を行うなどの努力がなされている。しかし、「研究者及び高度な専門的職業人」の養成を目的とする経済学研究科の中核をなす教育課程としての「通訳論研究指導」「税理士教育」「公共政策専修コース」のいずれにおいても、期待された成果が上がっているとはいがたい。

なお、学部から博士課程前期課程、さらに博士課程後期課程へと至る連続性のある教育体系は確保されているが、他大学の出身者、留学生、社会人学生の中には基礎的な専門知識の不足する者もいるので、補講などの対応が求められている。

また、社会人学生を受け入れているにもかかわらず、教育課程上の特別な配慮がなされていないので、昼夜開講制、土日開講制、長期履修制度などの配慮がなされるよう、改善が望まれる。

法学研究科

学部、博士課程前期課程、博士課程後期課程の教育指導上の連続性と発展性については特に大きな問題はない。しかし、多文化共生という貴大学の理念から見る限り、開講科目が英米、フランス、ドイツの法理論あるいは政治理論に限定されており、東洋文化と西洋文化の融合を目指すものとはなっていない。また、社会人のリカレント教育、留学生のための特別のプログラム、夜間や土曜日開講科目設置（法律学専攻）については、なお不十分な点がある。

なお、貴研究科政治学専攻は昼夜開講を行う大学院であるので、その取り組みを大学院学則に規定することが望まれる。

外国語学研究科

「複眼的見地、異言語文化間比較・対照（特に日中間、日英間）の視座」の獲得と、「高い専門的知識」「高い実践的技術」の修得という両面からなる教育目標を達成しうるよう、実習科目、共通科目がバランスよく配置され、オムニバス方式の研究指導が取り入れられるなど、指導方法の改善を試みながら制度の整備がなされている。

社会人には開講曜日や開講時間などにも特別な配慮がなされている。また、現職教員（小・中・高・高専・大）に対しては、修士課程・博士課程前期課程1年修了コースを設けている。

外国人留学生に対しては、論文作成に求められる日本語、英語の技能・技法を修得させるための実習科目を設けているほか、英語や中国語での授業も行っている。

アジア地域研究科

到達目標は、「アジアの伝統社会の再生」と「アジアの現代化」という2本柱の研究を政治、経済、社会、歴史、文化、芸術の各専門分野で深めることに置かれ、国内外の第一線で研究者や実務家として活躍できる人材と、アジア諸国と日本との架け橋となり中核的な役割を果たせる留学生人材を育成することが目指されている。

そのため、学問体系を社会科学と人文科学に大別し、前者を政治研究、経済研究、社会研究の3専攻に、後者を歴史研究、文化研究、芸術研究の3専攻に分け、「地域調査方法論」の設定やフィールドワークの重視、研究対象国への留学奨励など、大学院学生に国際的・実践的な研究を奨励することをカリキュラムの特色としている。教育・研究指導内容もそれに合わせて整備されているが、留学生の日本語能力が十分でないことなどもあり、言語運用能力を高める方策が必要である。また、社会人学生向けの教育課程を検討しているが、社会人の入学者は極めて少数である。

経営学研究科

「高い専門性・研究能力と問題解決能力を備えた、実践的な能力を発揮できる、高度な専門的職業人を養成すること」「社会で活躍している職業人に対して、実践的知識と経験を理論的に体系化する高度な経営理論に関する教育・研究の機会を提供すること」「理論的、実践的な専門教育の実現と、職業人の能力再開発をも目的とした体系的な科目配置を行うこと」などの教育目標を達成するため、おむね適切な教育課程が置かれている。中でも基礎学力の向上という視点から、博士課程前期課程の1年次生を対象に、「経営学研究の基本技法」という科目を設置し、リメディアル教育の徹

底を図っている。

社会人の受け入れに積極的に取り組んでいるが、土曜開講制については部分的で、制度化が図られておらず、昼夜開講制は制度化されていながら、実際には社会人の入学者が少ないため実施されていないという問題がある。なお、貴研究科は昼夜開講を行う大学院であるので、その取り組みを大学院学則に規定することが望まれる。

法務研究科

21世紀に求められる「理論」と「実務」を兼ね備えた法曹養成に応えるため、法曹人としての専門的資質・能力、豊かな人間性と国際感覚、批判的創造力、思考力、法的分析力と討論力、多様な社会的ニーズや先端的法領域への広い関心および法曹人としての責任感や倫理観などの育成という教育目標のもと、アジア法のスペシャリストや政策の立案・執行にかかわる法曹の養成に力を入れている。

法律基本科目群から62単位以上、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群から33単位以上を修得しなければならないとし、法律基本科目とそれ以外の科目のバランスが図られている。特に、展開・先端科目群については、「企業法務」「国際法務」「市民生活法務」「政策法務」の4領域を設定している。科目の学年配置についても、基礎から応用へ、講義科目から演習科目を通じて総合科目へと、段階的学修についての配慮が見られる。加えて、昼夜開講制や土・日開講、長期履修制度の導入など、社会人学生に対する教育上の配慮も十分になされている。

なお、「テーマ演習」については、「修了生の博士課程後期への進学の道を確保するために、その際要求される能力を育成する」ことを趣旨として設置され、展開・先端科目に位置づけられている。確かに、その趣旨に適合していると見受けられる授業もある。しかし、学生が本来の趣旨とは異なる目的で受講している例も見受けられ、実際、受講生が多数の授業も存在し、また、一部の授業には、内容的にも単なる判例演習の域を出ておらず、展開・先端科目への位置づけが疑わしいものも存する。よって、本来の趣旨に適合した授業運営に向けた十分な配慮が必要である。

(2) 教育方法等

全学部

1年間に履修登録できる単位数について、3年次まではすべての学部、学年で上限を定めているが、全学部で4年次には上限がない、または上限が高いので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。

全学部において、授業評価アンケートを全教員が実施しているが、実施科目は一部の科目に限定されており、結果のフィードバックも主として個々の教員に委ねられているので、改善が望まれる。また、ファカルティ・ディベロップメント(FD)につ

いて、学部により取り組みの程度に差があり、文学部、経営学部を除く全学部において、教育指導方法の改善のための組織的な取り組みが不十分であり、改善が望まれる。

シラバスは全学部で様式が統一されているが、全般的に教員間で記載に精粗があり、特に経済学部、国際関係学部を除く全学部において、精粗が見受けられるので、改善が望まれる。

また、全学部において、成績評価における学則上の評価基準（A、B、C、D）と学部での成績評価基準（S、A、B、C、D）に齟齬があるのは、成績評価の客観性および厳格性の確保の観点から、改善が望まれる。

文学部

入学時、進級時などの履修指導は組織的に行われている。ただし、専門科目についての詳しい履修指導に関して、特に2年次生に対するものが不十分な点は検討が望まれる。FDに関しては学部独自の「FD委員会」が設置されており、学部として積極的、組織的に取り組む姿勢が見受けられる。

経済学部

年度初めに教務ガイダンスおよび履修相談が行われ、新入生に対する履修指導には多数の教員があたっているほか、中途退学者防止の観点から、1・2年次前期終了時に成績不良者との面談が実施されている。また、2年次には進級判定があり、学修の質担保が行われている。

シラバスは共通の書式により記載されており、各授業回のテーマ、成績評価の方法も科目ごとに記載され、学生に明示されている。

また、英語・中国語のスピーチコンテスト、大学主催の論文コンテスト、学部主催の学生懸賞論文など、学生による学修成果を審査・表彰する機会を設けて、学修への意欲を高めている。とりわけ、ゼミナールでの学修の成果を発表する経済学演習成果発表会を毎年開催し、少人数教育の実質的な活用と学生への学修に対する動機づけとして成果を上げていることは評価できる。

外国語学部

学年初めに細やかな履修指導を行い、オフィスアワーを設け学生の個人相談にも応じている。

語学力試験の結果を、教育方法の確認、習熟度別クラス編成、カリキュラム改善に活用しているが、活用方法にはさらなる工夫の余地がある。就職対策については、就職意識の涵養も含めてカリキュラム面での対応が望まれる。また、貴学部では受講生10名以下の授業が多数存在するなど少人数教育を実現している点は評価できる。

法学部

履修指導は、履修登録会場に教務委員が出向き個人指導を行うなど、組織的に行われている。FDについては学科ごとに取り組んでいるが、一層の活発化が望まれる。

国際関係学部

年度初めに、学年別の履修説明会を開催している。

全学共通の授業評価アンケートに加え、学部独自の「授業改革アンケート」などによって教育成果の達成度や教育方法の改善点などを探る努力が続けられている。

なお、2006（平成18）年度に「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択されたことを契機に、独自の地域言語テキストを作成して学生の学習効果を高めているほか、学生の主体的な学びを促し地域連携事業としても成功を収めている諸企画（「アジア芸能のタベ」「大豆のアジア学」「アジア言語スピーチコンテスト」「アジアミックス」）を継続して実施しており、独創的な教育実践として注目される。

経営学部

履修指導は、一定期間に相談日を決めて、学部教員も参加しながら組織的に行っている。

FDについては、拡大教務委員会を中心にして組織的な取り組みが行われている。

なお、講義科目については、受講生数の差が大きい状況が見受けられ、均衡化が課題となっている。

環境創造学部

1年次から必修ゼミを配置して教員とのきめ細かな接触の機会を設け、また、ゼミ単位による「環境創造入門ゼミ発表会」やゼミ代表者による「卒業研究発表会」を実施して優秀者を表彰するなど、学生の学修・研究意欲の向上を図っている。

履修指導は適切に実施している。なお、東松山キャンパスにおいて、学生が履修や学生生活などに関して教員に個人的に相談できる機会（オフィスアワーの設定など）が確保されていないことに関しては、配慮が求められる。

スポーツ・健康科学部

入学時、進級時の履修指導は組織的に行われている。2009（平成21）年度にFD委員会が設置されたが、定期的に活動していない。シラバスはホームページで公開されているが、記述に精粗があるため、履修者が予習に利用するには内容が不足しており、学生の利用率も低いので、改善のための工夫が望まれる。

全研究科

FDについて、研究科により取り組みの程度に差があり、アジア地域研究科、経営学研究科、法務研究科以外の各研究科では、教育指導方法の改善のための組織的な取り組みが不十分であり、改善が望まれる。

また、シラバスは全般的に教員間で記載に精粗があり、特に文学研究科、外国語学研究科において、成績評価基準が具体的でないなどの、精粗が見受けられるので、改善が望まれる。

『大学院の手引き』は、学則などの規程の転載に頼る部分が多く、構成・内容ともに工夫に乏しいので、学生への修了要件などの周知の観点から工夫が望まれる。

文学研究科

教育目標達成のための効果的な教育方法は実践されているが、教育効果を測定するための具体的方法が整備されていない。

また、履修指導の組織化が見られず、論文作成における教育・研究指導も指導教員に任せられており組織的な体制が明確でなく、FDも組織的に行われていないので、改善が望まれる。

経済学研究科

経済学研究科では講義・実習科目と研究指導科目によって教育・研究指導がなされている。学位論文に関しては、研究指導科目以外にも「文献調査研究」という科目を通じて指導がなされている。入学時の履修指導が行われているが、研究指導教員による個別指導を原則としている。学生は履修ガイダンス時に配付された「履修登録確認表」を、指導教員の履修指導と承認を経て提出することになっている。また、論文執筆の過程では、指導教員以外の関連教員からの指導が受けられる体制が整備されている。

シラバスは学内統一基準に準拠しており、各授業回の内容も明記され、成績評価の方法と基準も記載されている。FDについては、研究科としての組織的な取り組みが不十分である。

法学研究科

履修指導については、指導教授による年度初めの個別的助言において行われ、論文作成のための教育・研究指導については、指導教授による随時の個別的対面指導において行われている。

FDの組織的取り組みについては 2009（平成 21）年の段階では企画検討の段階にとどまっている。

外国語学研究科

入学時、進級時などにおいて、組織的に履修指導を行っている。専攻別の研究発表会と学術研究誌があり、大学院学生による研究発表の数は一定の水準に達している。

論文指導体制は個別指導が徹底されており適切である。修士課程・博士課程前期課程における論文作成技術の向上を図る科目や外国語の技能技術の向上を図る科目は、留学生や外国語で論文を書く学生にとって有効である。FDにかかわる各種の取り組みは、「専攻主任会議」と全学組織の「FD委員会」により行われているが、研究科独自の取り組みにはなお改善の余地がある。なお、シラバスは留学生用に英語版も作成されている。

アジア地域研究科

「ディシプリン（専門分野）の修得」「フィールドワーク・留学」「地域言語・英語」を有機的に組み合わせた教育を行うため、入学時の履修指導が適切に行われている。また、留学や現地でのフィールドワークの準備講座として「地域調査方法論」を開設している。

修士論文提出予定者には「院生研究報告会」での発表を義務づけ、博士課程後期課程においても研究報告会（年2回開催）での発表を義務づけ、全教員が参加して発表者に対する指導・助言を行うとともに、アジア地域研究科紀要への投稿を促し、毎年一定の投稿を得ている。

なお、留学生に対しては、担当教員とティーチング・アシスタント（TA）による指導、サポート体制を組み合わせているが、さらなる支援が必要である。

経営学研究科

大学院学生の履修指導については、担当事務員が研究指導教員と協力しながら組織的に行い、留学生には、特に手厚く履修相談を実施している。講義ならびに研究指導の内容と方法については、年間の計画があらかじめ明示され、それに従って適切に授業が行われている。

シラバスには成績評価基準が明記され、それに従って適切に成績評価が行われている。

法務研究科

年間の履修登録単位数の上限設定については、1年次42単位、2年次36単位、3年次44単位とされ、適切である。また、もともと入学定員が小さいことから、少人数教育が実施されており、クラスサイズも適切である。履修選択指導についても、「企業法務重視型」「国際法務重視型」「市民生活法務重視型」「政策法務重視型」の4パターン

ンの履修モデルを示し、科目選択の指針が提示されている点も評価できる。

成績評価基準の学生への事前開示については、改善の余地がある状況があったが、現在はシラバスに明記する形で改善されている。しかし、成績評価基準の内容自体については、なお改善の余地がある。また、FD活動については「FD委員会」を中心に取り組んでいるものの、定期試験後の対応などについてさらなる具体的な成果が期待される。

(3) 教育研究交流

全学

全学において、国際交流の目標を定め、各学部、各研究科においても到達目標として国際交流の推進を掲げ、奨学金留学制度なども整備しているが、文学部、国際関係学部、環境創造学部、外国語学研究科、法務研究科以外では、国際交流が活発とはいえないもので、改善が望まれる。

文学部・文学研究科

文学部中国学科と書道学科においては、「海外語学演習」「海外文化演習」の科目の設置あるいは「書道文化演習」における現地研修、中国・台湾などとの学術交流の推進など積極的に取り組んでいる。これに比べると、他の3学科はやや不活発である。また、海外からの留学生の受け入れは2名にとどまっている。

文学研究科では、中国学・英文学・書道学専攻において学生の海外派遣、外国人留学生の受け入れ、海外交流協定の締結、外国の大学とのシンポジウムの共催などが行われている。また、文学研究科には2名の奨学金給付留学生枠がある。しかし、到達目標である「教育研究交流を現在のレベルより質的・量的に拡大する」ための具体策が示されていないので、早期に検討、実現されることが望まれる。なお、海外交流予算が減少しつつあるという現実にも直面している。

経済学部・経済学研究科

経済学部では、毎年数回、国内外の研究者、実務者などを招請して、講演会を開催しているが、単発的に実施しているのでその教育的効果は限定的である。正規留学生の受け入れを積極的に行っているが、他方、学生の国際交流では6ヶ月以上の派遣・受け入れとともに実績が乏しい。

経済学研究科では、学生の大半が外国人留学生であり、また、多くの教員が海外での学会・国際会議に出席している。しかし、過去3年間においては海外研究者の受け入れの実績はない。さらに、経済学部附置の経済学研究所が中心となり、4大学、1学会で「東アジア地域国際シンポジウム」を毎年持ち回りで共同開催しており、研究

者の交流拡大に寄与しているが、教育・研究活動全体への寄与は限定的である。

外国語学部・外国語学研究科

外国語学部の教育目標のもと、学生に海外の大学における研修を強く推奨している。海外研修には長期・中期・短期留学、語学研修があり、派遣実績も上げている。留学先との単位互換制度や費用補助制度も整備されている。また、海外の大学との交流協定に基づいて「交流学生」を受け入れている。しかし、昨今の経済状況を反映して留学する学生の数が減少していることから、制度的な問題点の点検・改善が望まれる。

外国語学研究科各専攻では、国内外の教育・研究者を招へいし、研究大会、講演会、シンポジウム、ワークショップなどを催し、海外交流協定校と交流教員や交流学生を相互に迎え入れ、講演や研究指導を行っている。奨学金留学制度に基づき、例年、数名の学生を海外交流協定校などに留学させているほか、私費留学も推奨し、奨学金留学、私費留学を問わず、単位互換制度を適用している。しかし、交流提携による海外大学との学生の交流については派遣、受け入れとも少人数にとどまっている。なお、外国人留学生の受け入れのために、外国語による授業や特別の開講時間を用意するなど、相当の便宜を図っている。

法学部・法学研究科

法学部では、法律学科から毎年2名、政治学科から毎年1名の学生が奨学金留学制度を利用して留学している。また、法律学科では招へいした外国人研究者の集中講義を開講し、政治学科では、毎年ユタ大学教授によるアメリカ政治に関する講演が行われている。さらに、留学希望者に照準を合わせた外国語教育も実施されている。しかし、海外留学への日本人学生の意欲は高まっていないほか、受け入れ留学生に対する個別指導の成果も上がっていないので、今後の改善に期待したい。

法学研究科では、アメリカのユタ大学との協定を結ぶとともに、中国社会科学院法学研究所との交流を開始した。また、大学院「奨学金留学制度」を利用して、海外協定校への留学生の送り出しを行っているなど、一定の成果はある。しかし、留学生の積極的な受け入れを方針としているにもかかわらず、その数は少なく、また、教育・研究の国際交流の広がりの点で「交流先の意識的な開拓の努力が弱い」ので、より積極的に国際交流を推し進めていく必要がある。

国際関係学部・アジア地域研究科

国際関係学部では、2年次の正規科目に「現地研修」を設定し、専任教員の引率のもと、夏休み中の約1ヶ月間、アジア各国（9カ国）の協定校と連携して語学研修や現地体験学習を行っており、毎年5～6割の学生が参加している。この科目は貴大学・

学部の中でも特筆すべき取り組みであり評価できる。ただ、昨今の経済状況に鑑み、学生の経費負担について何らかの対策が必要になっている。貴学部ではその他に、単位の読替制度や奨学金留学制度を整備して短期（半年）、長期（1年）の留学を奨励している。また、学内での交流機会の増加を図ることを目標として、留学生の受け入れを促進し、主に中国・韓国から留学生を受け入れている。

アジア地域研究科では海外4大学の大学院と学術交流協定を結び、教育・研究交流の体制を築いている。また、国際関係学部附置の現代アジア研究所が招へいしている外国人研究者による講義や研究報告を通じ教育・研究交流を図っている。しかし、提携校と連携した大学院学生の海外留学やフィールドワークはほとんどなく、一方で大学院学生が留学やフィールドワークを希望する地域には提携校がないというミスマッチが見られる。なお、研究科独自の国際シンポジウムや国際的な研究会の開催実績はない。

経営学部・経営学研究科

経営学部では、グローバル人材の養成に向けた取り組みを強め、外国人教員の採用、国際化教育に理解の深い特任教員の採用、外国語教育の強化、留学生の受け入れや海外協定校への派遣などを積極的に推進している。さらに、海外インターンシップ、奨学金留学制度、短期語学研修制度などを設けて、学生たちが海外留学の経験を持つよう奨励している。しかし、いずれも参加者数は伸び悩んでいる。

経営学研究科では、グローバル社会の中で積極的に国際交流を推進し、経営学の分野において国際的な共同研究を促進することが目標とされている。韓国、ベトナムなどアジア諸国からの留学生が多く、欧米圏からの留学生がほとんどいない。また、研究科独自の組織的な国際化および国際交流はこれまで行われておらず、国際化への対応は遅れている。

環境創造学部

環境創造学部では到達目標として、「内外研修等の既存授業科目、環境創造フォーラム講演会や環境創造フォーラムシンポジウムなどの学生対象の定例学部行事の実施において関係・提携する諸機関・団体などとの教育研究交流の機会が拡大できるような展開を行う」としている。「内外研修」の授業において毎年、海外における短期間の研修授業を実施している。また、正規受け入れ留学生は、2009（平成21）年度44名在籍している。教員の学術研究交流面でも、短期・長期の海外派遣を実施しており、国外学会出張旅費の補助を受けている。

ただし、「内外研修」への参加学生数の増加、海外との共同研究の展開、送り出し留学生の増加などの方策については、今後より一層の努力が望まれる。

スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部として、「国際交流を視野に入れて多様な価値観に対応できる柔軟な姿勢で、主体的に活動できる人材を育成する」ことが教育目標に掲げられているが、学部、学科としての交流協定校はない。国際交流は、ラグビーやテコンドーの学生の海外遠征により、限定的、一時的に行われているにとどまっており、教員の学術交流も国際学会参加のみに限られているなど、必ずしも活発ではない。また、学生の留学についても、派遣、受け入れとも少なく、国際交流の基本方針は達成されていないので、改善が望まれる。

法務研究科

東アジアに強い法曹の育成を標榜しており、展開・先端科目群では国際法務（アジア法務）関係科目が充実している。中国・韓国出身の教員を通じてこれらの国々とのパイプを有していることから、中国・韓国などへのエクステーンシップが毎年実施されており、約1週間にわたり、大学院学生が現地の裁判所およびその他の司法機関、大学、法律事務所などを訪問し、活発な人的交流を行っており評価できる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

全研究科

全研究科（法務研究科を除く）において、「大東文化大学大学院学則」「大東文化大学学位規則」の定めにより学位授与の手続きが行われているが、具体的な学位授与方針ならびに学位論文審査基準が学生に明示されていないので、『大学院の手引き』などに明示することが望まれる。

また、大学院学則第15条4項において、修士課程または博士課程前期課程の早期修了者について実際に履修していないにもかかわらず2年次配当演習4単位を単位認定し、修了単位に算入していることについて、この制度による実際の修了者は過去1名のみであるものの、単位制度の趣旨に照らして問題があるため、改善が望まれる。

文学研究科

各専攻における学位授与は、毎年円滑に行われていると認められ、2005（平成17）年度に設置された書道学専攻博士課程後期課程においても2008（平成20）年度に2名課程博士号が授与されていることから、学位授与状況は順調であるといえる。

経済学研究科

学位授与方針ならびに学位論文審査基準が学生に明示されていないが、学位論文の提出以前に、大学院年間スケジュールの一環として「学位論文中間発表会」を設定し、

論文内容に助言を与える機会を常置するとともに、学位論文審査前に「論文閲覧期間」を設け、審査の厳正を期している。

法学研究科

法律学専攻博士課程前期課程では、過去5年間修了予定者全員に学位を授与しているが博士課程後期課程は修了予定者がいない。政治学専攻では、博士課程前期課程、博士課程後期課程とも、学位授与状況は芳しくない。

外国語学研究科

学位授与状況は各専攻とも、おおむね順調である。博士課程後期課程の学生には、学位取得要件として、全国規模の学会の発行する学術研究誌および学術研究大会において複数の論文投稿および口頭発表を行うことを義務づけるなど、厳格な条件が課せられている。

また、現職専任教員を対象に、標準修業年限1年で修士の学位を取得できるコースの制度を設けている。

アジア地域研究科

学位の認定に際しては、修士論文では、アジア諸国が21世紀の動向にどのように影響を与えるかという視点やアジアの伝統規範の再生に十分な理解を持っているかどうかを主たる判断基準とし、博士論文では、国際的視野にたって激動するアジア地域の政治、経済、社会現象を高度の専門性をもって科学的に分析し、アジアの伝統規範の再生を理解する高度の知識を有しているかどうかを主たる判断基準としている。ただし、学位論文審査基準の明示方法についてはさらなる工夫が必要である。

経営学研究科

貴研究科が2003（平成15）年に設置されて以降、5年間で74名の修士学位と2名の博士学位を授与するという実績を積んでいる。今後は、学位論文審査の過程と結果について、より一層透明化することが期待される。

法務研究科

修了要件として、99単位以上を修得しなければならないとし、また、法律基本科目群から62単位以上、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群から33単位以上を修得しなければならないとしている。なお、2009（平成21）年度入学生より、進級要件・修了要件としてGPA基準が追加されている。この点は、法曹養成の使命に鑑み厳格化を図ったものと評価できる。修了不認定に対する異議申

立制度も整備されており、学位授与・課程修了の認定に関してはおおむね妥当と認められる。

3 学生の受け入れ

大学の理念・各学部学科の教育目標に応じた学生受け入れ方針を策定し、多様な選抜方法の設定などをとおして、「入学試験委員会規程」に基づいた公正な受け入れを行っていることは適切である。たとえば、環境創造学部では、「プレゼンテーション入試」が表現力、思考力、構成力の高い、アドミッションポリシーに適った学生の受け入れに成果を上げており、応募者数、入学手続き者数の上昇にも効果を上げている。

大学案内『CROSSING』の作成、新聞などメディアによる広報活動が活発に行われ、特に年間15回におよぶオープンキャンパスの開催は評価できる。しかし、法務研究科を除く各研究科では、入試データの掲載などを含めて『大学院案内』などによる受験生への広報活動が不十分なので、改善が望まれる。

「女子の入学比率を高める」および「中国以外の地域からの留学生の増加をはかる」という目標は、一部学科による女子高訪問や募集活動の実施にもかかわらず達成されていない。また、社会人入試を実施している学部もあるが、入学実績はほとんどない。

大学全体の定員充足率に問題はないが、入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率が、一部の学部および大学院研究科において超過もしくは未充足となっているので、入試の検証体制を充実させることなどにより、適正な定員管理をすることが望まれる。

また、退学者および除籍者が少なくないので、1、2年次生に対する学修指導・生活指導の徹底など、退学者を減らすための一層の努力が求められる。

法務研究科は、パンフレットやホームページでアドミッションポリシー・入学者選抜の方針として、社会人学生を幅広く確保しようとする意思を明示している。選抜方法については、適性試験の成績、志望理由書、推薦書（任意提出）などを総合判断する書類審査、論文試験および面接試験の総合結果により、最終的合否を決定している。また、「A日程」「B日程」の2回に分けている。なお、入学定員40名につき社会人約5名、非法学部出身者約5名の計10名を優先的に合格させ、社会人と非法学部出身者を合計で入学定員の約3割～5割受け入れたいと明示しているが、その具体的な適用基準は定められていない。ただし、社会人と非法学部出身者の応募が多く、現時点まで同優先枠の適用が必要な状況に至っていないため、適用実績はない。実際に社会人学生の割合が大きく、この点は評価できる。定員管理も適切になされている。

4 学生生活

学生が安心して勉学に専念し、将来に希望を描くことができるような物心両面にお

ける支援体制と環境整備に関しては、一定の成果を上げている。

経済支援では、大東文化大学奨学金制度を「給付型」にしたことは評価できるが、到達目標である「経済的困窮者への重点的給付システムの構築」には給付額と給付期間の両面で十分とはいえない、一層の努力が期待される。

セクシュアル・ハラスメントに関しては、規程制定、防止委員会設置、リーフレット発行などの広報、学生相談室の窓口としての活用などがなされている。

学生相談については、『教職員のための学生サポートブック』を作成し教職員の共通理解を深めるとともに、相談体制として両キャンパスとも学生相談室に常時2名のカウンセラーを置いている。なお、学生相談室の施設環境は、プライバシー保護の点などに課題があるものの、改善が予定されている。

学生のキャリア支援に関しては、「キャリアセンター」を中心として、キャリアデザイン支援、リーフレットの配布、セミナーの開催、就職関連データベースの構築など積極的な取り組みが行われている。

5 研究環境

全学

「東西文化の融合」という建学の精神のもと、アジアに軸足を置きつつ、全世界と研究交流を続け、多文化共生の視点からグローバルな研究を目指し、研究ネットワーク拠点と支援体制の整備を進めている。個人研究室は専任教員全員に整備され、個人研究費、研究時間の確保、長期・短期海外研修の機会も整備されている。また、個人研究費とは別に申請できる特別研究費制度（科学研究費補助金申請が条件）もあり研究活動の促進に力が入れられている。

文学部・文学研究科

研究活動はおおむね良好である。しかし、教員の学会への参加者数、科学研究費補助金など外部資金の獲得は十分とはいえない、研究成果の公表による対外的評価システムも不十分である。また、毎年の長期海外研究員の人数は文学部所属の教員数に比して多いとはいえない。

国内唯一の書道学科の希少性を生かした研究活動、英米文学科を中心となって設立したビアトリクス・ポター資料館での教育・研究活動などは、特色ある研究活動といえる。

経済学部・経済学研究科

近年、専任教員1人あたりの著書数、学会誌・紀要の学術論文数、その他の学術論文数は、いずれも減少傾向にある。国際的な学会への参加のサポート、国際的共同研

究を推進する取り組みはほとんど見られず、今後の強化が望まれる。2008（平成20）年度の学内共同研究費では、他学部と比べて最も多い金額を獲得しているものの、科学研究費補助金など外部の競争的研究資金の獲得については必ずしも多いとはいえない。

外国語学部・外国語学研究科

研究業績は比較的安定しており、科学研究費補助金採択件数も増加傾向にあり評価できる。しかし、すべての教員が平均的に成果を上げているのではなく、近年は教育・研究以外の業務が増加しているので、今後いかにして研究時間を確保して研究環境の改善を図るかが課題である。

また、学部附置研究機関の語学教育研究所を核として、学部内3学科で共同して外国語科目の授業に資する研究プロジェクトを推進している。

法学部・法学研究科

到達目標として、学部に附置された2つの研究所（法学研究所と国際比較政治研究所）間の連携強化と共同研究の推進などが掲げられている。しかし、専任教員の研究活動は、研究成果の発表、学会での活動状況、国際的な共同研究への参加の状況のいずれも、2006（平成18）年度以降は低下傾向にある。

国際関係学部・アジア地域研究科

各教員に対し、専門分野における積極的な研究活動と研究成果の公表を義務づけるとともに、それを社会に役立てるよう求めている。

近年、教員の研究活動は、各種委員会への参加や学生指導などによって時間的に制約される傾向にあるが、研究時間確保のための改善方策が検討されている。

経営学部・経営学研究科

経営学や会計学、さらには情報科学や企業論などの専門分野において、実証的分析や実学的研究で独自の強みを打ち出している。研究時間の保障についても、特に若手教員に配慮して、入試関連業務や授業担当コマ数の平均化による負担軽減に取り組んでいる。

専任教員の研究業績はおおむね堅調であるが、教員間の差が見受けられる。

環境創造学部

組織的な研究活動の場として、「環境創造フォーラム」および「都市環境とまちづくりの研究」研究会などが展開されており、これを学部として支援し活動を継続して

いることは評価できる。

研究環境は整備されているが、過去3年間において、学内共同研究費および科学研
究費補助金を含む外部からの研究費を獲得しておらず、研究成果を公表する学術論文
などの件数も全体的に必ずしも多くないうえ漸減傾向にあるので、日常業務負担の軽
減も視野に入れての改善が望まれる。

スポーツ・健康科学部

専任教員の学術論文数が総じて少なく、過去5年間の学術論文発表がない教員も見
受けられる。なお、教員の研究活動に必要な研修機会は用意されており、学部設置か
ら間もなくこれまでのところ利用実績が少ないが、今後の積極的な活用が望まれる。

法務研究科

研究環境については、みなし専任教員についても2人で1室の研究室を用意してい
る。また、研究室のパソコンから、国内外の判例、文献などのデータベースへ直接ア
クセスすることが可能である。人的支援体制では、事務職員7名、図書室職員1名を
配置しているが、それ以外に特に研究活動をサポートするための職員は置いていない。
図書サービスおよび研究時間の確保について改善の余地があるものの、研究活動に対
する経済的支援や施設面の整備については基本的な条件を満たしており、専任教員の
在外研究の実績もある。

6 社会貢献

「地域社会や地域住民と共に歩む、世界に開かれた大学」を目指して、積極的な地
域連携、地域貢献を進めていることは高く評価できる。中でも板橋区高島平を拠点と
した地域活性化活動は「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代G P）」（「持続可
能な都市再生」の担い手を求めて—高島平再生プロジェクトによる「環境創造型人材」
の育成）にも採択されており評価できる。このほか、「地域連携センター」による「オー
ープンカレッジ」の開講、板橋区、東松山市などとの協定書の締結とそれに基づく活動、
「大東文化学園施設利用規程」による大学施設の開放などにも積極的に取り組んでい
る。ただし、地域連携にかかる教員の活動を適切に人事評価に反映できるような配
慮も望まれる。

7 教員組織

全学部とも大学設置基準上必要な専任教員数は満たしており、法務研究科を含めた
全研究科も大学院設置基準などに照らし適切な教員数を有している。なお、国際関係
学部国際関係学科においては、必要専任教員数が1名不足していたが、2010（平成22）

年度に教員が補充されている。

専任教員 1 人あたりの在籍学生数比率については、多くの学部ではおおむね適切であるが、環境創造学部では、卒業研究（卒業研究論文）が必修であるにもかかわらず専任教員 1 名あたりの学生数が多いので、改善が望まれる。なお、学科別で見ると、外国語学部中国語学科、英語学科、スポーツ・健康科学部健康科学科においても臨床系専任教員 1 人あたりの学生数が多い。また、外国語学研究科日本言語文化学専攻博士課程前期課程でも多くなっている。

他方、教育の多様化に対応するには兼任教員に頼らざるを得ないが、学部によっては教員配置の都合でカリキュラムの変更を余儀なくされ、主要な授業科目の一部を兼任教員に依存せざるを得ない状況が続いている面も見受けられる。文学部では、日本文学科において中世文学、日本語学分野の専任教員が手薄なこと、保育士課程の設置を視野に入れている教育学科では新たな専門分野の教員が必要になること、書道学科の定員増により教員が不足する懸念があることなどの課題がある。また、法学部では、専任教員間で担当授業時間数に差があり、この点の改善も望まれる。

なお、助教について、その採用は始まったばかりのため、今後の制度の運営について全学的な理解をさらに進める必要がある。

専任教員の年齢構成については、61 歳以上の比率が 35% を超える学部が複数あり、大学全体として 51 歳以上の比率が 66.3%、40 歳以下が 13.4% となっている。また、女性教員については、外国語学部など一定の採用（18 名）を行っている学部もあるが、全体で 65 名（専任教員に占める割合は 18.5%）である。外国人教員についても、全体で 19 名（同 5.2%）であり、全く採用していない学部も複数ある。今後の採用人事に関しては、若手教員の採用など年齢構成のバランスを考慮するとともに、女性教員および外国人教員の採用についても計画立案することが期待される。なお、国際交流センターの教員組織は、任期付きの特任教員のみで構成されているため、今後の組織体制の検討が望まれる。

教育・研究補助のための人的支援体制については、各学部、研究科において手立てが講じられているが、体制が不十分な学部、研究科も見られ、法学部、環境創造学部、経済学研究科においては、支援体制の充実が求められる。

教員の募集、任免、昇格については、「学則」「教員選考基準」に定められ、適切に運用されている。今後、教育業績、教育能力の重要性を踏まえて、これらを教員選考において適切に考慮する仕組みを策定することが期待される。

8 事務組織

事務組織については『中期経営計画「CROSSING」（2009～2023）』に基づき、点検、評価、改善が行われている。この中では特に、事務組織の中にある 2 つの系、すなわ

ち「事務局」と「学務局」の「有機的一体性の確保」の具体的方針策定が望まれる。

研修制度については、既存の研修制度で一部行われているが、全体的な体系化が遅れており、「大東職員SDカレッジ」という新しい研修プログラムが実施に移されている段階であるので、今後の成果が期待される。

また、学務部・各学部事務室の事務職員は従来の業務を担当することに追われ、教学にかかる企画・立案・補佐機能を発揮するまでには至っていないので、適切な労務管理と併せて、事務組織体制を充実させることが望まれる。

9 施設・設備

大学全体として、校地面積・校舎面積は大学設置基準を上回っており、演習室、講義室などの教室使用率にもゆとりがあるなど、教育・研究を行ううえでおおむね十分な施設設備を備えている。ただし、板橋キャンパスでは少人数教室に対して不足感がある。また、東松山キャンパスでは、学生自習室の確保が十分とはいはず、設置されている教育機器などの整備に遅れがあるうえ、南側敷地の建物の老朽化が進み、耐震化の必要性もあるなど、建て替えが必要になっているが、現在進行中の東松山キャンパス整備事業によって改善が期待される。なお、文学部では、教育学科の調理実習専用の教室がない点、書道教室の狭いなどの問題がある。

バリアフリー化は東松山キャンパス南側敷地を除き完了しており、未了の設備の改善計画も策定済みである。また、障がい者用トイレの設置、障がい者対応のスクールバスの配備などの配慮もなされている。

施設・設備の維持管理、ならびに衛生・安全の確保についての責任体制が定められており、有資格職員、外部委託業者、警備会社、集中管理装置などによる巡視・監視・点検も行われている。

板橋キャンパスは、「人と環境にやさしい都市型キャンパス」をコンセプトに、地中熱・太陽光発電・風力発電・屋上緑化など、環境に配慮した造りとなっており、省エネルギーに取り組んでいることは評価できる。

また、東松山キャンパスのスクールバスについて、一部の時間帯で混雑などが認められるので、対応が望まれる。

法務研究科が使用する信濃町キャンパスは、JR信濃町駅に隣接する駅ビルの3階に立地しており、大教室、中教室（パソコン教室）、小教室、法廷教室、院生研究室（自習室）、法務研修生室（修了生用自習室）、図書室、パウダールーム、教員研究室などが設置されている。院生研究室および法務研修室とも、毎日8時30分から23時5分まで利用可能である。また、パソコンを貸し出し、自習室においても判例検索などができるシステムを提供しており、教育・研究を行ううえで、十分な施設・設備である。

10 図書・電子媒体等

図書資料の体系的・計画的な整備事業として、基本・貴重図書の購入予算の増加、重複図書の圧縮、退職教員蔵書の積極的な受け入れなどを行っている点は、評価できる。また、図書館は「地域住民の図書館利用に関する取り扱い要領」を制定し、地域に開放されている。

しかし、板橋・東松山両キャンパスの図書館とも、繁忙期には終日ほぼ満席となる状態であるので、さらなる座席数の確保が望まれる。

開館時間については、最終授業終了後も利用できる体制となったことは、土曜日の開館と併せて評価できるが、今後さらなる拡大が期待される。

また、大学の教育・研究情報を広く世界に発信するために、大学独自の学術機関リポジトリを速やかに構築すること、さらに、大学間相互利用体制を強化することが望まれる。

信濃町キャンパスの法務研究科の図書室は、1名の図書室職員が、学生に対する図書サービスを行っており、平日夜間および土曜日・日曜日には委託業者1名がフォローしている。また、他キャンパスの蔵書は1週間に1回取り寄せができる。さらに、学内LAN接続端末から「LLI統合型法律情報システム」により、各種判例集等の判例検索と関連する資料等全文を閲覧することができる。このほか、2007（平成19）年度からコンピュータネットワークを利用した法科大学院教育支援システムを取り入れている。

なお、3キャンパス間の図書の取り寄せについては、取り寄せの頻度が高いとはいえないものの、さらに利便性を向上させることが求められる。

11 管理運営

学長、副学長、学部長、研究科長の選任はいずれも明文化されている。学長の職務については事案に応じた条項でその職務と権限が明文化されている。

大学の管理運営は、おおむね適切に行われているが、審議事項や報告事項の急速な増大により、より一層の効率的運営が求められている。特に、副学長や学部長の役割が重要になってきているが、その権限と役割が不明確であり、また、過重な負担がかかっている側面も見受けられる。

教学組織と学校法人理事会との関係は、非常に密接であるため、教学の意思が十分反映される一方で、各々の立場の役割や権限があいまいになってくる傾向にあるので、学校法人の公益性・公共性の観点を担保した理事会の運営についても、検討が期待される。

12 財務

財務計画については、これまで単年度の事業計画と予算の作成であったが、2009（平成21）年度末を目途に中・長期的財務計画の策定を行い、将来を展望した予算編成・執行体制の確立を目指している。

入学者数は毎年入学定員を充足しており、これに伴い財政は安定的に推移している。退学者に対する欠員補充としては、編入学試験を実施し、在籍学生数の確保に努めるとともに、併せて、退学者の減少に向けた具体的な施策を実施し、2008（平成20）年度は一定の効果が上がっている。

財務状況については、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較して、帰属収入に占める人件費比率の割合がやや高く、寄附金・補助金比率がやや低いのが特徴である。また、前回の2001（平成13）年度の本協会の相互評価において、勧告を受けた教育研究経費比率の改善については、その後、支出額が年々増加傾向にあるものの、同比率においては、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均にまだ達していないため、今後の改善を期待したい。なお、退職給与引当金をはじめとした「要積立額に対する金融資産」の充足率は高く、また、第3号基本金が毎年定期的に積み増しされ、充実を図っている点は評価できる。

なお、監事および監査法人による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では学校法人の財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。

13 情報公開・説明責任

過去の自己点検・評価については冊子による公開はされているが、ホームページでの公開は『2001年度大学基準協会相互評価の助言、勧告への改善報告書』にとどまっている。今後は、ホームページを含めた各種広報媒体を通じ、これまで以上に積極的に情報を公開していくことが望まれる。なお、法科大学院の『自己点検・評価報告書』『専門職大学院認証評価結果』はホームページで公開されている。

「学校法人大東文化学園書類閲覧取扱要領」を制定し、2005（平成17）年から板橋キャンパスにおいて財務情報公開請求への対応を行っていることは適切であるが、東松山キャンパスにおいては同様の取り組みはなされておらず、また、情報公開請求に対する対応の周知が不十分であるので、「公開する情報内容をより充実させ、常時新しい情報内容を公開する」という目標の達成に向けて、改善が望まれる。

財務情報の公開について、『大東文化新聞』（学生、大学全学生保護者、卒業生（同窓会員）、全国高等学校、購読者等対象）では、事業計画、事業報告、予算・決算を掲載・公開している。ホームページでは、事業計画・予算、事業報告・決算と決算の概要、財産目録、貸借対照表、監査報告書ならびにグラフで見る決算、過去5年間の

収支の推移等を公開している。

今後は、貴大学への的確な理解を広く得るため、『大東文化新聞』などの刊行物においても、ホームページと同様に事業内容と符合した解説をつける、図表を取り入れるなどの工夫が求められる。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

(1) 教育研究交流

- 1) 国際関係学部では、「現地研修」を2年次の正規科目として位置づけ、9カ国（中国、韓国、インドネシア、ベトナム、タイ、インド、パキスタン、エジプト、イラン）で毎年5～6割の学生に現地体験学習をさせていることは、積極的な国際交流の取り組みとして高く評価できる。
- 2) 法務研究科の規模からすれば少なくない学生がアジアへのエクスターントリップに参加し、視野を広げ、法曹へのモチベーションを高めるなどの成果を収めており、アジア法重視の教育目標・人材育成の目的達成に積極的に取り組んでいることは評価できる。

2 社会貢献

- 1) 学生が高島平団地に居住し、コミュニティカフェを運営するなど、高島平団地活性化の活動が「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択されるなど、地域貢献活動を創造的に進め、積極的に情報発信することにより、学生のボランティア活動や地域貢献への意欲が深まるなど効果も出ている点は評価できる。

3 施設・設備

- 1) 板橋キャンパスが、「人と環境にやさしい都市型キャンパス」をコンセプトに、地中熱・太陽光発電・風力発電・屋上緑化など、環境に配慮した造りとなっており、エネルギー削減・CO₂排出削減を実現するために、マニュアルの策定や対策委員会の設置など、組織的な取り組みを強化している点は評価できる。

二 助 言

1 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 法学部では2年次よりコース制を採用しているが、科目選択に幅がなく、各コース間の履修者数に大きな差があるのはコース制の趣旨に照らして問題であり、改善が望まれる。
- 2) 文学研究科博士課程前期課程では、中国学専攻の現職教員1年修了コースと教育学専攻修士課程を除いて、研究指導をカリキュラム上に位置づけていないので、改善が望まれる。
- 3) 経済学研究科、経営学研究科では、社会人学生に対応するための教育課程上の特別の配慮（昼夜開講制や土日開講制、長期履修制度など）がなされていないので、改善が望まれる。

（2） 教育方法等

- 1) 1年間に履修登録できる単位数について、全学部で4年次に上限がない、または上限が高いことについて、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。
- 2) 全学部において、授業評価アンケートが専任教員は年間2科目、兼任教員は年間1科目の実施にとどまっており、結果のフィードバックも主として個々の教員に委ねられているので、改善が望まれる。
- 3) 経済学部、外国語学部、法学部、国際関係学部、スポーツ・健康科学部、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、外国語学研究科では、教育・研究指導の改善のためのFDの組織的な取り組みが不十分であるので、改善が望まれる。
- 4) 全般に教員間でシラバスの記載に精粗があり、特に文学部、外国語学部、法学部、経営学部、環境創造学部、スポーツ・健康科学部、文学研究科、外国語学研究科において、成績評価基準が不明確なものなども散見されるので、改善が望まれる。

（3） 教育研究交流

- 1) 全学において、国際交流の目標を定め、各学部、各研究科においても到達目標として国際交流の推進を掲げているが、経済学部、外国語学部、法学部、経営学部、スポーツ・健康科学部、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科では、留学生の派遣、受け入れ実績および国際シンポジウムなどの開催状況も含め、国際交流が活発とはいえないでの、改善が望まれる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 法務研究科以外の全研究科において、学位授与方針ならびに学位論文審査基準が学生に明示されていないので、『大学院の手引き』などに明示することが望まれる。
- 2) 大学院学則第 15 条 4 項において、修士課程または博士課程前期課程の早期修了者について実際に履修していないにもかかわらず 2 年次配当演習 4 単位を単位認定し、修了単位に算入していることについて、単位制度の趣旨に照らして問題があるため、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率が、法学部において 1.28、国際関係学部において 1.26、経営学部において 1.25、また、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率が法学部において 1.28、国際関係学部において 1.25、と高いので、改善が望まれる。
- 2) 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、法学研究科博士課程前期課程において 0.44、経済学研究科博士課程後期課程において 0.27、法学研究科博士課程後期課程において 0.07 と低いので、改善が望まれる。一方、外国語学研究科博士課程前期課程において、収容定員に対する在籍学生数比率が、2.13 と高いので、学位論文指導に支障をきたさぬよう配慮が必要であるとともに、定員管理が適切に行われるよう、改善が望まれる。
- 3) 法務研究科以外の全研究科において、学生の受け入れ方針や入試データの『大学院案内』への掲載を含めて、受験生への広報が十分とはいがたいので、改善が望まれる。

3 教員組織

- 1) 専任教員の年齢構成において、61 歳以上の比率が、文学部 37.2%、環境創造学部 36.8%、51~60 歳の比率が文学部 33.7%、外国語学部 32.7%、国際関係学部 44.4%、経営学部 32.4%、環境創造学部 36.8%、と高いので、バランスを保つよう、今後の教員採用計画などにおいて、改善が望まれる。
- 2) 環境創造学部において、卒業論文を必修とする学部にもかかわらず、専任教員 1 人あたりの学生数が 43.1 人と多いので、改善が望まれる。

4 施設・設備

- 1) 板橋キャンパスと東松山キャンパスにおいて、少人数教育対応の教室の配備、情報機器の配備と管理で差が見られることから、両キャンパスの教育環境の平

準化に向けた改善が望まれる。とりわけ東松山キャンパスは、設置されている教育機器などの整備に遅れがあり、学生自習室の確保も十分でなく、学生の学習環境の整備が望まれる。

5 情報公開・説明責任

- 1) 大学関係者からの情報公開請求への対応については、財務情報以外の情報開示の手続きが明確になっていないので、改善が望まれる。

以上